

令和7年度NPO等による復興支援事業費補助金（復興枠・二次募集）募集要項

令和7年9月以降に開始する事業が対象です。

1 趣旨

東日本大震災津波の復興支援及び被災者支援のための取組（以下「復興・被災者支援」という。）において、行政では手の行き届きにくいきめ細かな復興・被災者支援の継続的な実施を図るため、NPO等による復興支援事業費補助金（復興枠）（以下「補助金」という。）による補助事業を募集します。

なお、補助金は、NPO等による復興支援事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）及びNPO等による復興支援事業費補助金事業実施要領（以下「要領」という。）の規定により実施します。

2 事業内容

(1) 補助対象事業

次のアからウまでのいずれかに該当する事業が対象です。

ア 岩手県における復興・被災者支援又は岩手県から他の都道府県への避難者に対する支援

(ア) 被災者等の見守りやカウンセリング、震災により日常生活に支障を来たしている被災者等の支障を軽減するためのサポートといった被災者の心のケア、健康・生活支援に向けた取組を行う事業

(イ) 災害復興住宅等での被災者間や被災者と行政・支援者・地元住民等との連携・交流、被災地域における自立に向けた意見交換、協働等の場づくりといったコミュニティ形成等の復興に向けた取組（ただし、将来の災害への備えや地域振興策に係る取組は除く。）を行う事業

イ 原子力災害に係る岩手県に対する風評被害対策の取組を行う事業

ウ 復興・被災者支援を行うNPO等の取組を、ノウハウや情報の提供等により支援する取組（中間支援の取組）を行う事業

(2) 補助対象事業者

次のアに該当する団体又はイに該当する協議体が対象です。

ア 特定非営利活動法人、ボランティア団体、公益法人、社会福祉法人、学校法人、地縁組織（自治会、町内会等）、協同組合等の民間非営利組織（以下「NPO等」という。）のうち、2(1)アからウまでのいずれかに合致する取組又はこれに準じるものを行うもの。

イ アの条件を満たすNPO等及び都道府県又は市区町村（以下「地方自治体」という。）を構成員に含む協議体

(3) 採択予定事業数

一次募集後の予算残額（3,167千円）の範囲内で採択します。

なお、事業が採択された場合でも補助金額を調整する場合があります。

(4) 補助対象期間

補助金の交付決定日から令和8年3月20日まで

(5) 補助金額と自己負担額

ア 補助金額

事業費の9/10以内とし、上限額は6,750千円（※ 今回募集においては、一次募集後の予算残額3,167千円を上限）とします。ただし、本事業による補助を受けた実績のある補助事業者についての上限額は次のとおりとします。

- ・過去に1年度受けたことがある場合 4,050千円
- ・過去に2年度受けたことがある場合 2,700千円
- ・過去に3年度以上受けたことがある場合 1,350千円

なお、算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てます。

イ 自己負担額

事業費の1/10以上については、補助事業者が自己負担することとし、現金収入、役務・物資等を金銭換算したものを充当することとします。また、補助事業による収益又は補助事業と明確には区分できない収益は、その全額を自己負担額として加算することとします。

ウ 事業経費の目安

1事業ごとの経費（自己負担額を含む。）は、概ね1,000千円から7,500千円（消費税額等を含む。）を目安とします。

【参考：経費と補助金額、自己負担額の関係】

本事業による補助実績がない場合（単位：千円）

経費	1,000	4,000	6,000	7,500
補助金の上限額	900	3,600	5,400	6,750
自己負担の下限額	100	400	600	750

本事業による補助実績が1年度ある場合（単位：千円）

経費	1,000	4,000	6,000	7,500
補助金の上限額	900	3,600	4,050	4,050
自己負担の下限額	100	400	1,950	3,450

本事業による補助実績が2年度ある場合（単位：千円）

経費	1,000	4,000	6,000	7,500
補助金の上限額	900	2,700	2,700	2,700
自己負担の下限額	100	1,300	3,300	4,800

本事業による補助実績が3年度以上ある場合（単位：千円）

経費	1,000	4,000	6,000	7,500
補助金の上限額	900	1,350	1,350	1,350
自己負担の下限額	100	2,650	4,650	6,150

(6) 補助対象経費

事業実施に直接必要となる以下の経費とします。

① 人件費	給料手当、臨時職員賃金、社会保険料等（補助事業者が協議体である場合、行政機関の職員に係る人件費を除く。）
② 諸謝金	講師、外部協力者等の謝金
③ 旅費	職員・外部講師等の交通費、宿泊費等

④ 消耗品費	消耗品、材料、書籍等の購入費（購入単価 3 万円未満のもの）
⑤ 印刷製本費	パンフレット、チラシ、各種資料等の印刷費
⑥ 通信運搬費	宅配、郵送料、電話料等
⑦ 使用料及び会場借料	会議室等の使用料、高速道路使用料、機器のリース及びレンタル料等
⑧ 募集広告費	新聞、雑誌等への掲載料等
⑨ 委託費	専門機関への調査等委託に要する経費
⑩ その他知事が必要と認める経費	振込手数料、施設等の整備費、設備備品購入費（購入単価 3 万円以上のもの）を含む。

※ 事業に必要な施設や設備備品については、原則、賃借やリースで対応することとする。やむを得ず施設等の整備や設備備品の購入を行う場合は、事業の趣旨に合致するとともに、事業の実施に真に必要不可欠であり、事業終了後の扱いが明らかかつ確実なものに限ることとし、事業の経費の1/2を上限額とします。

（7） 補助対象外経費

- ア 行政による他の補助金等に採択されている事業の経費
- イ NPO等の運営に必要な経常的経費
- ウ 補助対象期間外に支出した経費
- エ 補助対象事業を実施するために直接必要とは認められない経費
- オ 土地又は建物を取得するための経費、その他事業との関連性が認められない経費
- カ その他、敷金等の後日返還される経費、領収書等の支払いが確認できる書類がない経費、本事業に効果が認められない経費（事業期間終了間際に大量購入した物品等）

（8） 財産の管理

補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、この補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図るものとします。

なお、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具等について、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けずに、この支援事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないものとします。

また、補助事業完了後から耐用年数を満了するまでの間、知事の求めに応じて、使用状況を報告することとします。

（9） 研修の受講

当該補助事業に採択された取組の実施主体にあつては、県が指定するマネジメント等の研修に参加願います。

（10） アンケート実施への協力

当該補助事業に採択された取組の実施主体にあつては、県が実施する事業の評価に係るアンケートの実施について協力願います。

3 応募方法

(1) 募集期間

令和7年7月22日(火)～令和7年8月6日(水)午後5時必着

(2) 応募方法

7の「応募先及び問合せ先」に郵送又は持参してください。持参の場合は午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に持参願います。郵送の場合は、提出期限必着とします。なお、応募に係る経費は、すべて応募者の負担となります。

(3) 応募書類

次の書類（正本1部、副本6部の計7部）を提出してください。提出書類は、クリップ止めとしてください。

なお、提出された書類は返却しませんので、御了承ください。

ア 令和7年度NPO等による復興支援事業費補助金（復興枠）申込書
（要項様式第1号、要項様式第1号別紙1、別紙2（ロジックモデル））

イ 収支予算書（要項様式第2号）令和7年度

ウ 提供役務・物資換算書（要領様式第2号）

※ 要領第10項による提供役務・物資の金銭換算を行って自己負担に充当する場合のみ添付。

エ 応募事業者の活動内容及び応募事業を理解するために参考となる資料

※ 添付任意。1事業あたりA4版・片面10枚以内。

オ 協議体が応募する場合、協議体の条件を満たすことが分かる規約その他の規程

カ 応募者又は協議体の構成員となるNPO等に関する資料（それぞれの団体ごとに添付してください。）

（ア）定款又はこれに代わるものの写し

（イ）直近1年間の事業（活動）報告書（任意団体については、これに代わるもの）の写し

（ウ）直近1年間の収支（活動）計算書、貸借対照表又は財産目録（任意団体については、これに代わるもの）の写し

（エ）役員・職員名簿（要項様式第3号）

（オ）団体の目的等についての確認書（要項様式第4号）

※ 任意団体のみ添付。

キ 単独のNPO等が応募する場合、行政からの同意書（要領様式第1号）

4 事業の選定

(1) 審査・選定方法

ア 岩手県NPO等復興支援事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、応募書類を基に審査を行い、補助事業を選定します。

イ 前年度に本事業で取組が採択された団体の場合は、原則として、前年度の取組から発展した取組若しくは新規の取組を採択することとします。

ウ 事業内容等について、個別にヒアリングを行うことがあります。

(2) 審査基準

審査は、次の項目の審査基準により実施します。

ア 計画全般について

- ・復興支援事業の趣旨に合致するか。
- ・目的、計画が妥当であるか。
- ・見積りが妥当であるか。

イ 内容・成果について

- ・事業に新規性、先進性はあるか。
- ・取組実施地域において、優先度の高い事業であるか。
- ・事業により、大きな成果を期待できるか。
- ・事業に発展性、継続性があるか。
- ・事業に波及性はあるか。

ウ 連携

- ・NPO等と地方自治体との連携（協働）があるか。
- ・多様な参加者が関与する仕組みとなっているか。

エ 持続可能性

- ・自立的な事業計画であるか。
- ・将来的にも自立的な活動を継続するための事業計画となっているか。

オ その他（事業実施に当たり、審査委員会において、審査を必要とする事項）

(3) スケジュール

（現時点での予定であり、変更する可能性があります。）

項 目	日 程
募集要項等の公表	令和7年7月22日（火）
募集要項等に関する質問締切	令和7年7月29日（火）
応募書類締切	令和7年8月6日（水）
審査委員会（書面審査）	令和7年8月中旬～下旬
選定結果の通知・公表	令和7年8月下旬
内示に向けた事業内容の確認・調整	令和7年8月下旬～
内示（県→団体）	令和7年8月下旬～
交付申請書提出（団体→県）	令和7年9月上旬～
交付決定（県→団体）	令和7年9月上旬～中旬（予定）

5 県等による情報公開

- (1) 事業の「公正性」、「透明性」を高めるため、応募の状況と審査結果は、岩手県のホームページで公開します。
- (2) 提出いただいた書類は、個人情報を除いて、原則、情報公開の対象とします。
- (3) 採択された事業については、広く情報発信をお願いします。事業者等のホームページにおいて、事業の案内、実施内容、事業成果等を掲載してください。
また、県のホームページにも情報を掲載しますので、情報や資料を随時県に提供し

てください。

- (4) 事業終了後には、事業報告書や事業評価を含む事業報告会の資料を県のホームページで公開します。

6 その他

- (1) 応募及び事業の実施に当たっては、本要項のほか、要綱、要領、各種関係法令を遵守してください。違反した場合は、この補助金の全部又は一部の返還を命ずることがあります。
- (2) 事業の実施に当たっては、取組実施地域での物資の地元調達あるいは地元雇用に配慮して下さい。
- (3) 今回の応募に当たり、応募予定の団体又は協議体が、地方自治体からの同意を求めようとする場合又は地方自治体との協議体の形成をしようとする場合は、関係者において十分な協議又は検討ができるよう余裕をもって申し入れ又は申請をするよう留意してください。

また、県との協議体形成及び県からの同意については、事業内容や事業実施場所に関係する部局又は広域振興局と協議を行ってください。

7 応募先及び問合せ先

岩手県環境生活部若者女性協働推進室 連携協働担当

〒020-8570 盛岡市内丸10番1号 県庁11階

TEL : 019-629-5198 FAX : 019-629-5354

E-mail : AC0006@pref.iwate.jp

【質問への回答】

本件に関する質問は、来庁、電話、メール又はFAX（様式任意）により令和7年7月29日（火）までに提出してください。来庁される場合は、必ず事前に電話連絡のうえ、日時を調整してください。

なお、受け付けた質問については、質問者に対して回答するとともに、令和7年8月4日（月）までに順次、岩手県公式ホームページの若者女性協働推進室のページに掲載します。